

市民交流大学構想の具体化に向けた基本的な考え方について

目 次

1. 市民交流大学構想の目的と背景.....	1
2. 本構想の立案に関する経過とこの「基本的な考え方」の位置づけ.....	1
3. 本構想の基本的な枠組み	3
4. 第一段階の具体化に向けた基本的なしくみと取り組み.....	6
5. 中長期的な第二段階以降の展望.....	13
6. 資料.....	14

平成 1 8 年 7 月
立川市教育部生涯学習課

1.市民交流大学構想の目的と背景

近年、いわゆる学歴社会についての反省とともに、学齢期にとどまらない市民の主体的な学びと、その学びが生かされる社会の必要性が叫ばれています。一方、地方分権型社会の実現が目指されるなか、基礎自治体としての自主性・自立性を持った市政などの観点から市民主体の取り組みが求められており、平成17年度を初年度とする本市の総合計画の中でも、「市民力と連携のまちづくり」が市政全体のテーマとして設定されています。

このような社会経済の流れのなか、また、急激な少子高齢化が進む現代社会において、生涯学習というものが持つ楽しみや生きがい、健康づくりなどの基本的な効果によるまち全体の活性化とともに、市民の「主体性」が非常に発揮されやすい生涯学習の特性を生かし、生涯学習を通じた地域の活性化や、地域づくり、まちづくりに繋げていこうとする考え方が¹国や都をはじめ全国的に広まってきており、²先進市区における取り組みも進みつつあります。

本市では、このような観念に立った生涯学習を基盤とするまちづくりの考え方を「生涯学習からはじまるまちづくり」という表現で捉えています。本構想は、平成17年8月に策定した「立川市第3次生涯学習推進計画」において、この「生涯学習からはじまるまちづくり」を実践するための重点的、全庁的な取り組みとして位置づけ、その取り組みを進めていこうとするものです。

2.本構想の立案に関する経過とこの「基本的な考え方」の位置づけ

(1) これまでの経過の概要

本構想は、平成16年3月に市がまとめた「市民大学及び生涯学習センター構想案」から構想づくりを開始し、平成16年9月までに市の生涯学習推進審議会、生涯学習市民懇談会、社会教育委員の会議、公民館運営審議会にてそれぞれ審議、答申・意見具申等を受けました。

これらを受け、市は平成17年3月に本構想を重点事業に位置づけた立川市第3次生涯学習推進計画（素案）を作成・公表し、市民意見公募を行うとともに、再び、各審議会等に素案に対する意見を求め、同年5月に意見具申をいただきました。

このような市民参加による検討を通し、また、いただいた市民意見・各審議会等の意見具申を踏まえ、それまで呼称してきた「市民大学」「生涯学習センター」の名称を、よりの確に実態を表すように「市民交流大学（仮称：以下省略）」「生涯学習支援センター」に変更するなどをはじめとした加筆・修正を加え、最終的に、平成17年8月に立川市第3次生涯学習推進計画（以下「推進計画」）を策定し、本構想を正式に市の施策として位置づけることとなりました。

その後、構想のPRとともに具体化に向けた市民の意見を伺うため、市内6か所の公民館での地域説明会（平成17年10月～12月）や、3回にわたる市民ワークショップ（平成18年1月～3月）を開催し、あわせて市政モニター調査（平成17年11月）を実施するとともに、構想の実現に向けた人材の育成のために生涯学習人材育成研修（平成18年1月～3月）を実施するなどの取り組みを進めてきたところです。

¹ 「国や都の動向について」：巻末資料のP20を参照してください。

² 「先進市区の取り組み」：巻末資料のP17～19を参照してください。

(2) この「基本的な考え方」の位置づけと構成

1. この「基本的な考え方」の位置付け

本構想は、様々な分野に及ぶ非常に枠組みの大きい構想であるため、地域説明会などにおける市民意見からも、推進計画で提示されている構想の内容だけでは具体的なイメージが持ちづらく、市民とともに考えていく構想であるとは言え、ある程度の具体的な考え方・方針の提示は市の責任であるという意見が多く聞かれました。

この「市民交流大学構想の具体化に向けた基本的な考え方について」は、このような市民の声を受け、これまでの経過と推進計画の策定後にさまざまな場面でいただいた市民のご意見等を踏まえながら、行政としての構想の具体化に向けた考え方・方針をまとめたものです。

今後、この資料をもとに、再度市民の意見を伺いながら、構想の具体化に向けた実施計画を策定していく予定です。

2. この「基本的な考え方」で中心的に扱う内容

本構想は、掛け声にとどまらない本当の意味での「生涯学習からはじまるまちづくり」を目指し、生涯学習における可能な限り広範な取り組みが市民主体のものになっていく方向を目指して進めていくものです。しかし、これまで、生涯学習施策を基本的に市の職員主体により進めてきたため、結果として取り組みの中での市民参画の場面は限定されてきてしまっており、事業のノウハウなどを含め、その推進体制が必ずしも整っていないのが現状です。

他の先進的な取り組みを進めている市区においても、現在に至るまでに相応の下地となる市民参加の活動、実績を踏まえての成果として今があることを考えれば、本市においても、このような下地となるような一定の取り組み、助走期間を確保し、段階的にある程度の時間をかけながら、名実ともに「市民主体」としての展開を期する必要があるのではないかと考えます。

このため、本構想の具体化を進めるにあたって、その状況に応じた取り組みを段階的に進めることを基本とし、現時点から次期生涯学習推進計画の策定までの3年間程度の期間を、この助走期間にあたる「第一段階の取り組み」として位置づけるとともに、これを踏まえ次期生涯学習推進計画に位置づけるべき中長期的な「第二段階の取り組み」と分けて考えていくこととします。

この「基本的な考え方」では、上記のような考え方に立った上で、当面の「第一段階の取り組み」を中心に、その具体化に向けた考え方を提示しています。

3. この「基本的な考え方」の構成

この「基本的な考え方」は次のような構成で構想を説明しています。なお、そのほか、わかりやすさの観点からまとめた参考資料として「市民の視点から見た構想の具体像」を巻末に掲載しています。

- ・ 構想の基本的な枠組み..... 3 ページ
- ・ 第一段階の具体化に向けた基本的なしくみと取り組み..... 6 ページ
- ・ 中長期的な第二段階以降の展望..... 13 ページ
- ・ 参考資料「市民の視点から見た市民交流大学構想について」.. 14 ページ



3.本構想の基本的な枠組み

(1) 構想を進めるにあたっての基本的な理念

本構想は大きな枠組みの構想であり、その展開にあたっては、構想全体を支える基本的な理念が重要になってきます。本構想の具体化にあたっては、次のような5つの理念に基づき具体的な事業の形成を進めていきたいと考えています。

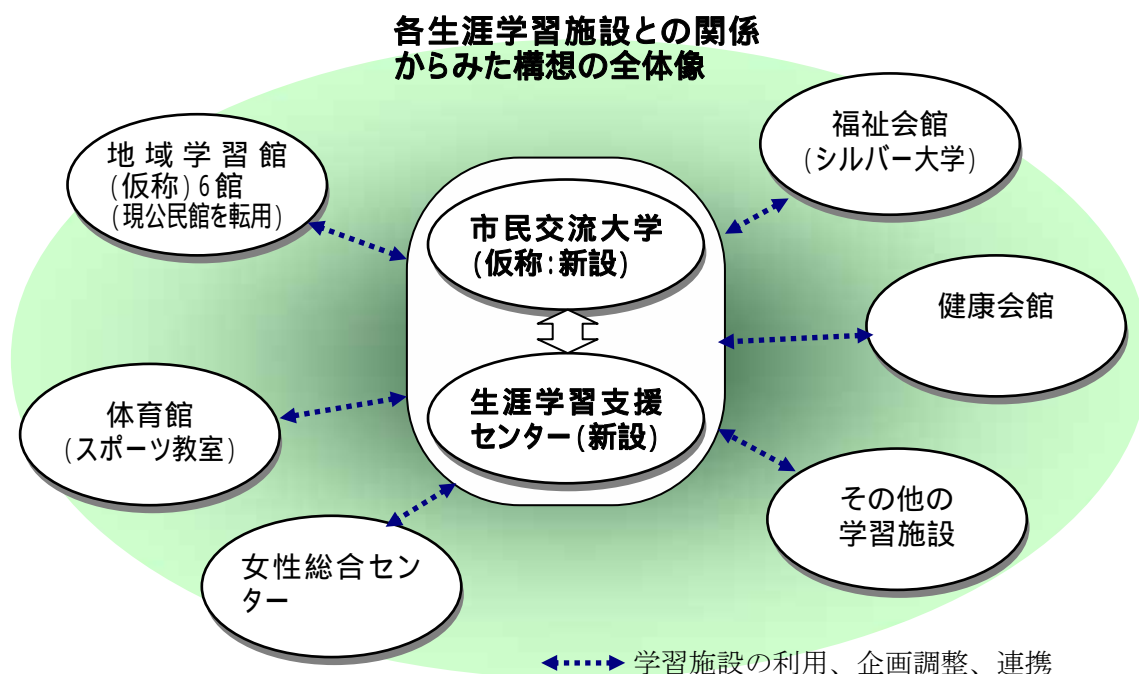
【基本的な5つの理念】

- (1) 学ぶこと、活動することの楽しさを基盤とした市民の主体性の重視
- (2) 市民と行政の協働による生涯学習施策の再構築
- (3) 全庁的な連携とあらゆる資源を最大限に活用した、効果的で無駄のない生涯学習施策の展開
- (4) 市民感覚、民間感覚を取り入れた、市民の学習ニーズへの機動的・柔軟な対応
- (5) 生涯学習を通じた市民の市政参加や、学習活動と地域づくり活動などとの連携の促進

(2) 本構想の基本的な枠組み

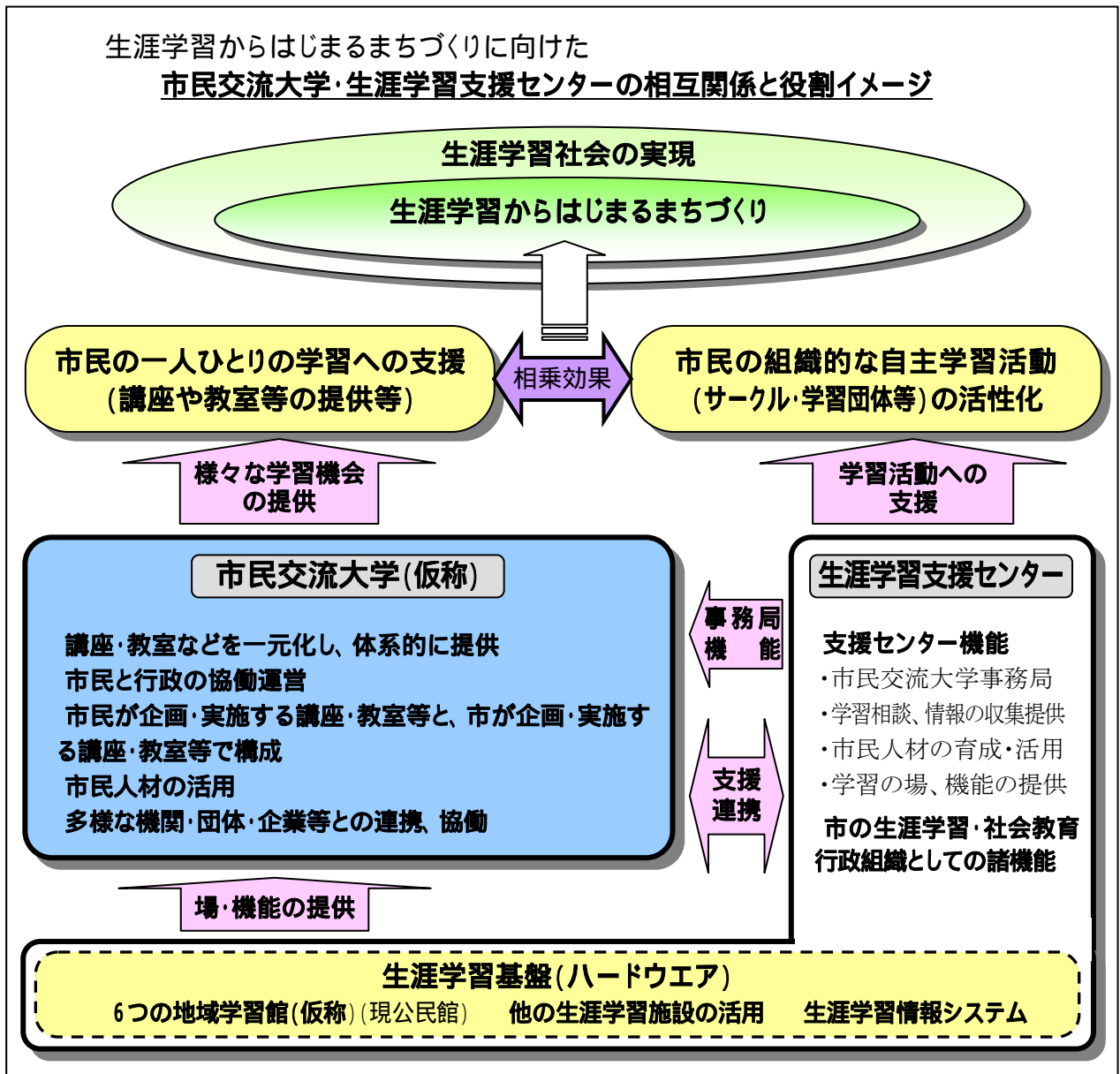
本構想では、上記のような理念に基づき、新たな時代に向けた生涯学習施策の再構築を目指し、「市民交流大学」と「生涯学習支援センター」という2つの新たな機能を立ち上げるとともに、市内に6箇所ある公民館を地域学習館（仮称：以下省略）に発展的に転用していきます。市民交流大学の展開にあたっては、福祉会館や健康会館、体育館、女性総合センターなどの学習施設との連携を全庁的に深め、総合的な生涯学習の展開を進めます。

なお、「市民交流大学」「生涯学習支援センター」は、いずれも、既存の施設を活用してその機能を整備・配置するものです。新たに施設を建設するものではありません。



次に、本構想の中核となる「市民交流大学」と「生涯学習支援センター」の位置づけと相互の関係について図示します。

「市民交流大学」は、“主に個人が主体となる学び”を対象に、講座や教室などの様々な学習機会を提供する機能、機構として設置し、「市民主体の生涯学習」の理念に基づき、市民と行政の協働によりその運営を進めることとなります。一方、「生涯学習支援センター」は、生涯学習・社会教育に係る市の行政組織としての役割を担い、その機能として、“サークル等の組織的な活動”の支援を行うとともに、市民交流大学の事務局や、情報提供（講座・教室等の情報提供を除く）や相談機能などを行います。



(3) 本構想により転換していく点

本構想を実現していくことにより、主に以下のような点で、これまでの生涯学習施策のあり方、サービス提供のあり方が大きく転換していきます。なお、具体的な展開については、次ページ「4.当面の具体化に向けた基本的なしくみと取り組み」以降を参照してください。

- 「市民交流大学」という機能、機構が新たに設置され、市民と行政の協働運営により、講座・教室等の企画、実施を中心に体系的に市民の生涯学習を支援していくこととなります。
- 現在、職員がほぼ全てを担っている講座・教室等の企画や生涯学習施策の様々な場面に、多数の市民が担い手として参画して、市民主体の生涯学習が展開されていきます。
- 生涯学習課と公民館の2つの行政組織が「生涯学習支援センター」という機能、組織に再編され、市民交流大学のサポートやサークル等への支援、情報提供などの生涯学習支援を行います。
- 公民館が「地域学習館（仮称）」に転用（名称、位置づけが変わる）されます。これまでの実績を基盤に、市民参画がしやすく、より柔軟に施設活用できる、「生涯学習からはじまるまちづくり」の地域拠点としての性格を強化していきます。
- 市の生涯学習関連の施設や組織のネットワーク化が強化されます。これまで各部署で別々に実施されてきた講座・教室等が体系化され一目でわかるようになるとともに、より連携の図れた、無駄のない効果的な生涯学習施策の展開が可能となります。
- 生涯学習情報システムが構築され、施設・講座の申し込みや情報入手における利便の向上、市民同士のインターネット上での学習コミュニケーションの促進などが図られます。
- 学習を学習だけに終わらせないで、学習成果の次の学習ステップへの活用や、地域づくり、まちづくりへの応用、公益的な活動との連携などの促進により、「生涯学習からはじまるまちづくり」を目指します。

なお、この構想は、生涯学習の推進やサービス提供を担う体制を再編していこうとするものです。このため、講座・教室等の受講者の側から見た場合やサークル等の施設利用という観点からは、基本的に、この構想による大きな変化はありません。

ただし、生涯学習情報システムの稼動に伴い、講座受講や施設利用にあたっての申込方法は変わっていく可能性があります。また、今後の講座展開にあたっては、青少年、高齢者、障害者などへの配慮を行ないつつ、講座・教室等の内容などに応じた、ある程度の受益者負担の考え方（有料化）を導入することとしており、その点での変化が予定されています。その他、サークル等との協力というかたちの上での変化としては、講座展開のあり方として、生涯学習施設を利用しているサークル・市民活動団体との連携による講座・教室等の提供といった取り組みも新たに検討していきたいと考えています。

4.第一段階の具体化に向けた基本的なしくみと取り組み

(1) 全体的、基本的なしくみ、組織体制について

本構想は、「3.本構想の基本的な枠組み」で示したような枠組みに基づき、市民交流大学と生涯学習支援センターという機能、機構を新たに設け、これを中核に市の生涯学習施策の再構築を図っていかうとするものです。ここでは、まず、構想の全体的なしくみ、組織体制について、この2つの機能、機構を中心にその概要を提示します。

なお、市民交流大学、生涯学習支援センターは、ともに既存施設を活用して構築する機能あるいは機構、しくみです。市民交流大学は市の講座・教室等による学びの機会を総合的に提供する機能、機構であり、学校教育法に基づく校舎やキャンパスなどの実体を伴ういわゆる「大学」ではありません。また、生涯学習支援センターも、同じく市民の生涯学習を支援するしくみとしての機能、地域学習館等の施設の統括機能などを持った「組織」「機能」としてのセンターであり、特定の施設・設備を伴うものではありません。

1. 各機能の全体的な役割や位置づけのあり方

- 市民交流大学は、組織的な面での安定的な運営が可能となるまでの当面は、講座・教室等の提供（その情報提供・PRを含む）を中心に活動を進め、それ以外の生涯学習施策は基本的に生涯学習支援センターが担うこととします。
- 本構想は全庁的な位置づけの中で実現を目指すものであるため、その取り組みも全庁的なものとなるようにデザインを行い、広く生涯学習全般の取り組み、市民参画となるようにそのしくみづくりを行っていくこととします。
- 地域学習館は、市民交流大学の事業の主要な会場のひとつになるとともに、地域における生涯学習全般、生涯学習からはじまるまちづくりの拠点的な役割を持つ施設としてそのあり方を目指していくこととします。

2. 市民交流大学（詳細は8～10ページ）

a) 組織体制

- 市民交流大学の統括、総合調整機関として、「市民交流大学企画運営委員会（仮称：以下『企画運営委員会』）」を市の審議会等の位置づけとして設置します。この委員会の下に下表のような「市民交流大学市民推進委員会（仮称：以下『市民推進委員会』）」「市民交流大学庁内調整委員会（仮称：以下『庁内調整委員会』）」「市民交流大学評価委員会（仮称：以下『評価委員会』）」を設置していきます。

組織の名称	概要
企画運営委員会	市民交流大学の統括、講座・教室編成等の総合調整機関、事業の推進機関として、「市民推進委員会」の代表者と「地域学習館運営委員会（仮称：以下省略）」の代表者、公募市民、行政職員などにより構成する。
市民推進委員会	市民のみで構成する講座・教室等の企画・実施を担う市民参画組織として、あらゆる分野を対象とした全庁的、全市一体的なかたちで構成し、その組織の中で部会・グループ制などにより様々な役割分担を行う方向で、そのあり方を市民とともに模索する。
庁内調整委員会	行政が実施する講座・教室等を企画調整する全庁的、横断的な組織として、行政職員のみで構成により設置する。
評価委員会	市民交流大学のライン組織とは別に、市民交流大学構想の事業の実施状況や進捗管理を評価する組織として設置する。

（事務局については当面は生涯学習支援センターが担当）

b) 実施する講座事業

- 市民交流大学の実施する講座事業は、次の3つの区分により実施することとします。

事業区分	説明
①市民企画事業	市民推進委員会が企画、実施する事業
②行政企画事業	行政が企画、実施する事業
③団体企画型事業	公募に応じ、市民活動団体やサークル等が企画提案、実施する事業

- 「行政企画事業」については、市の各部署、各学習施設で行われる全ての分野における講座事業を、全庁的、横断的な連携のもとに網羅・体系化を行うものとします。一方、「市民企画事業」については、あらゆる分野を対象とした市民の参画により設置される「市民推進委員会」が実施する事業のことを指すものとし、各部署が行政として実施する事業の中でその一環として市民参画等により進められる講座については、「行政企画型事業」に含めることとしていきます。
- 「団体企画型事業」については、市民交流大学の事業として一定枠を設け、公募に応じて提出されるサークルや市民活動団体等からの企画提案に基づき、企画運営委員会での選考を経て実施を行うこととします。

c) 講座事業の進め方

- 市民交流大学の講座事業は、それぞれの担い手により企画された具体的な事業を、企画運営委員会で総合調整、体系化、メニュー化を行ったうえで総合的にPRや募集を行うとともに、その目的や意図、対象、担い手などに応じ、各地域学習館や学習等供用施設、福祉会館、健康会館、女性総合センター、体育館など、行政各部署が所管する様々な学習施設において最も効果的なかたちで実施していくこととします。
- 実施する講座・教室等は、全体として、子どもから高齢者まで幅広い年代層を対象としたものになるようにしていくとともに、講座・教室等の内容に応じ、市内在住市民、在勤・在学市民、¹交流市民など、様々な人が受講を通して交流できるようなものを目指していきます。また、近隣の大学や国の研究機関などとの連携や交流などによる取り組みを進めていきます。

3. 生涯学習支援センター（詳細は10～12ページ）

- 生涯学習支援センターは、次のような機能を持ったものとして、女性総合センター施設内に設置します。

- 生涯学習課と公民館を再編した、講座・教室等を含めた全庁的な生涯学習・社会教育施策の総合調整を担う行政組織としての機能、行政企画事業の担い手の一つとしての機能
- 情報の収集・提供や学習相談、人材育成、団体・サークルへの支援などの生涯学習支援・サービス機能
- 市民交流大学全般の事務局機能
- 地域学習館や生涯学習情報システムの管理・運営などに関する統括機能

- 生涯学習支援センターの所管施設として、公民館を発展的に転用して「地域学習館」を設置します。「地域学習館」は、市民交流大学が実施する講座の主要な会場のひとつとなるとともに、市民の様々な活動の場としての位置づけ（施設貸出）を含め、生涯学習支援センターが所管する生涯学習施策、社会教育施策の地域における展開の場として位置づけます。地域

¹ 交流市民：ここでは、在勤・在学者やビジネス、買い物などの来街者の総称する用語として用いています。

学習館の転用にあたっては、市民参画の大幅な導入や施設利用の利便向上のための制約の緩和、学習等の情報支援窓口の開設などを行っていきます。

(2) 構成する各組織・機能等における具体像

《市民交流大学について》

1. 企画運営委員会

市民交流大学全体の企画・運営の統括、総合調整機関、市民交流大学事業の推進機関として、「企画運営委員会」を審議会等の位置づけとして設置します。

- 企画運営委員会は、「市民推進委員会」の代表者と、市内6つの「地域学習館運営委員会」の代表者、公募市民、行政職員などにより構成する。
- 「企画運営委員会」は、各年度における講座等の全体的な事業方針をまとめるとともに、方針に沿って企画される市民企画事業、行政企画事業双方の具体的な事業企画などを精査、総合調整し、市民交流大学としての事業計画をまとめることとする。各事業の実施主体は、この事業計画を受けて、具体的な事業化を行うこととする。
- 市民企画事業と行政企画事業の他に、公募に応じて団体やサークル等が企画提案する団体企画型事業の選考を担うとともに、周辺の大学や国の研究機関等との連携、人材活用など、対外的な事業連携の企画・調整などを担うこととする。

2. 市民推進委員会

市民交流大学における市民参画組織として、「市民推進委員会」を市民だけを構成員として全市一体的に設置し、市民自身が企画、実施する講座・教室等を展開していきます。

なお、市民推進委員会は基本的に市民の組織であり、行政が予め枠組みを規定することは本来避けるべきと考えられます。しかし、本構想の枠組みが大きく、必然的に市民参画組織も大規模にならざるをえないため、その大きな枠組みと関係する事項については明示しておかないと構想全体としての連携が図れなくなることから、その枠組みを保つために必要な以下のような最低限の前提については予め示した上で協議を行うことといたします。他方、このような前提以外の事項については、基本的に市民自身が決めていくものと位置づけます。

ア¹ 市民推進委員会の体制の例示

- 「市民推進委員会」には、『総務・渉外部会（仮称）』『講座・事業部会（仮称）』『情報・PR部会（仮称）』などの部会を設ける。
- 各部会のうち、『講座・事業部会』には《各地域講座サブ部会》といったかたちで6つのサブ部会を設け、《各地域講座サブ部会》は各地域学習館をホームベースに活動を行うこととし、適宜、部会の全体会を開催しながら全体的な調整を行うこととする。
- 《各地域学習館サブ部会》のメンバーの代表者がそれぞれの地域学習館の「運営委員会」に参画し、協力して地域に即した事業運営を進める。

イ 市民推進委員会が実施する市民企画講座

- 「市民推進委員会」が企画する市民企画講座は、《各地域学習館サブ部会》で企画される事業を積み上げたものに、連携事業等を付加してまとめていくかたちをとることとする。
- 「市民推進委員会」が実施する講座事業については、「市民推進委員会」への事業委託の

¹ 市民推進委員会の体制の例示：ここで例示している体制については、鎌倉市での実際の事例を参考に組み立てを行っています。鎌倉市の例については17ページの資料を参照してください。

形で行う方向で協議していく。ただし、初動期において組織体制が整いきらない状況があった場合は、暫定的（1～2年）に市が個別に予算執行支援する形で事業を実施する。

ウ 市民推進委員会への支援

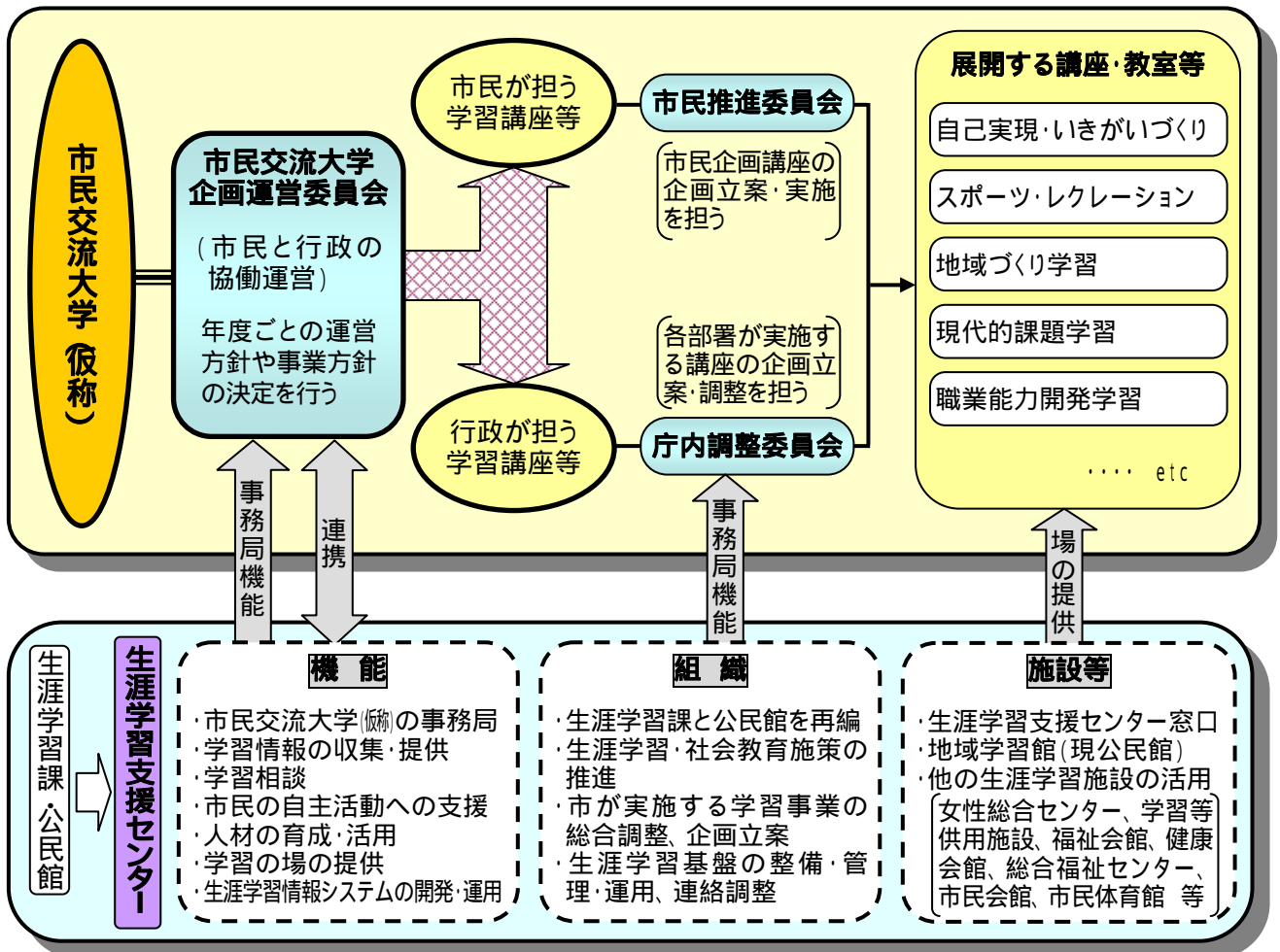
- 組織としての体力の強化が図られるまでは、市としても可能な範囲での実務的支援や研修等のスキルアップ支援、プログラム開発支援などを、生涯学習支援センター、及び、地域学習館の活動の場などで行っていく。

3. 庁内調整委員会

行政企画事業の調整、連携は、次のような形で、行政職員のみで構成する「庁内調整委員会」で行うこととします。

- 庁内調整委員会は、各課が企画する事業の体系化や相互連携、企画立案に向けた調整などを行い、行政としての講座実施計画を作成し、企画運営委員会に提案を行う。
- 行政企画事業は、その事業の目的や内容に応じ最も効果的な事業となるよう、既存の全ての生涯学習施設を適宜活用しながら展開するものとし、「庁内調整委員会」は、そのための施設活用に関する相互調整を担うものとする。
- 各分野で専門的な市民参画を得ながら進めている行政事業の中で、事業の中に講座・教室等を含む場合は、その講座・教室等は原則として「行政企画事業」として位置づけ、「庁内調整委員会」の中で相互調整等を行うこととする。

市民交流大学(仮称)・生涯学習支援センターの体制と連携イメージ



4. 評価委員会

市民交流大学構想全体の実施状況や進捗の管理、事業運営のチェックなどを第三者的に行う機関として、「市民交流大学評価委員会」を「企画運営委員会」とは独立して設置します。「評価委員会」は、公募市民と有識者で構成し、「評価委員会」からの意見を「企画運営委員会」は尊重しなければならないことを明文化することとします。

5. 企画提案による講座・教室等の実施について（団体企画型事業）

市民交流大学事業の中に、企画公募に基づき実施を団体等にゆだねて行う「団体企画型事業」を一定の割合で実施することとします。講座・教室等を市民交流大学事業として実施する意思を持つ団体は、この企画提案の形での市民交流大学構想への参画が可能です。

団体企画型事業は、団体の自主的な企画・運営により展開することを基本とし、その公募と選考は企画運営委員会が行うこととします。

《以上、市民交流大学関係》

6. 生涯学習支援センター

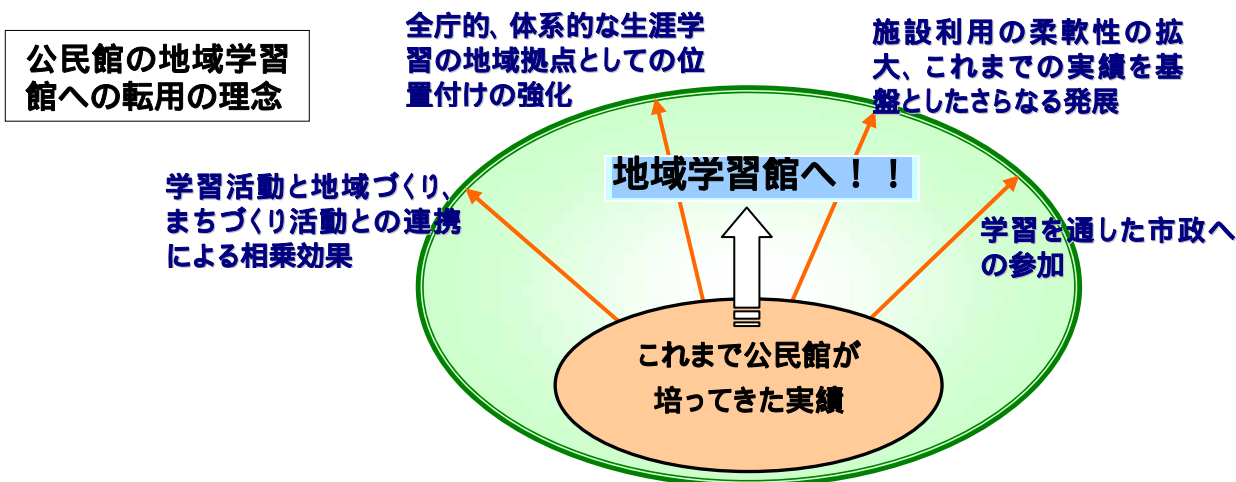
生涯学習支援センターは、本構想を進めるための基盤のひとつとして、その組織・機能を女性総合センター施設内に設置し、以下のような取り組みを行うこととします。

取り組み区分	取り組み内容
生涯学習・社会教育の主管組織としての取り組み	○生涯学習課と公民館を再編・統合した、生涯学習施策・社会教育施策を主管する行政組織として、企画立案や総合調整等の諸活動を行う。
サービス機能としての取り組み	○サービス機能としては、情報の収集・提供や学習相談機能等の統括、人材の育成・確保、サークル・団体等への支援、他機関等との連携などを担う。また、そのための基盤としての生涯学習情報システムの構築を進める。
市民交流大学の事務局としての取り組み	○「企画運営委員会」、及び、「庁内調整委員会」「評価委員会」の事務局を担うとともに、「市民推進委員会」への実務的アドバイスや支援、地域学習館で行われる市民推進委員によるホームベース型の活動への支援の統括などを行う。
庁内での講座事業(行政企画事業)の一実施主体としての取り組み	○今後の庁内調整で整理されてくる市の講座事業に関する役割分担に基づき、必要に応じて、現代的課題など社会教育的な事業を中心とした講座事業の企画・実施を行う。

7. 地域学習館での取り組み

a) 地域学習館の整備と地域拠点づくり

地域における市民主体による総合的な生涯学習の展開を進めるため、市内に6箇所ある公民館を発展的に転用し、地域学習館を設置します。地域学習館は、これまで培ってきた公民館の歴史とその実績を踏まえ、より市民が参加しやすく、使いやすい「生涯学習からはじまるまちづくり」の拠点として、次のような理念を目指します。



b) 地域学習館での取り組み内容

地域学習館は、各地域における「生涯学習からはじまるまちづくり」の拠点として位置づけ、次のような事業を行うこととします。

区分	取り組み内容
主体的事業	<ul style="list-style-type: none"> □ それぞれの地域学習館をホームベースとする市民企画講座の実施 □ 独自イベントの開催 □ 施設の管理、サークル・団体等への施設貸出 □ 学習等への情報支援窓口 など
サポート・施設提供事業	<ul style="list-style-type: none"> □ 全体の事業計画に基づく、他の枠組みの市民交流大学事業(団体企画型講座、行政企画講座等)の実施 など

c) 地域学習館の事業展開

- 市民に身近な講座・教室等の学習機会の提供を市民主体で進めていくため、「市民推進委員会」の各地域学習館をホームベースとする担当委員が、地域学習館での講座を企画・実施する活動を行います。
- 地域学習館が主体となり実施する講座は、サポート・施設提供事業を除き「市民推進委員会」の各地域学習館担当委員により完結するかたちを目指します。ただし、過渡的な対応として、時限的な職員からのノウハウの移転期間を置き、「市民推進委員会」のスキルアップを図ることとします。
- 市民にとってより身近な学習施設としての位置づけを生かし、学習情報の提供をはじめ、簡単な学習相談や学習成果活用のコーディネートなども担える窓口を段階的に整備していきます。
- 転用により社会教育法の適用外になることなどに伴い、施設利用の柔軟性の拡大を図るため、団体だけでなく個人による施設利用申込の受け入れ、受付時間の拡大、利用条件の緩和など、施設利用等における制約の緩和を検討し実現をめざします。

d) 地域学習館の管理・運営等のあり方

- 講座事業を含め、全館で共通する条件等を踏まえた上での、各地域学習館ごとの独自性を発揮していくために意見交換を行う市民参加組織として「地域学習館運営委員会」を設置します。「地域学習館運営委員会」は、公募市民、「市民推進委員会」の各地域学習館担当委員、域内の施設・市民活動団体等からの代表者などで構成するとともに、「企画運営委員会」に代表者を派遣して、市民交流大学全体の企画や事業運営との整合を有機的に図れるものとしていきます。

- 将来的には、学習を通じた地域づくり、まちづくり支援の拠点をめざし、施設管理や貸出業務、相談業務などを含め、運営委員会を母体等とした指定管理者制度などを活用した運営のあり方を模索していくこととします。ただし、運営委員会の体制が強化されるまでの当面の間は、将来における柔軟な対応を可能とさせるためにも、嘱託職員の活用や業務委託の導入などの様々な検討・工夫を行った上での直営体制を維持することとします。

8. 生涯学習情報システム

本構想の実現にあたっての基盤、今後の生涯学習施策展開の重要なツールとして、生涯学習情報システムの構築を段階的に進めます。構築にあたっては、次のような考え方で進めていきます。

	システム化の内容
第一次（当面の）システム化	施設予約を含む生涯学習施設情報や、参加申込を含む講座情報などの、本構想の具体的な枠組みの形成にあたって必須となる基盤システム
第二次以降システム化	人材・団体情報、活動情報、国や都、他市区、大学・研究機関、民間等における生涯学習関連情報（紹介機能・リンク機能等）、eラーニング、eコミュニケーションなどの、個々の市民の生涯学習を促進するための応用的システム

- 当面の取り組みとして進める第一次構築の基盤的システムは、地域学習館利用上の利便の向上と施設利用における公平性の確保を実現し、あわせて、講座参加者の拡大による講座事業の費用対効果を拡大するための必須要素として、可能な限り早期構築を目指すこととする。
- 第二次以降に構築する応用的システムについては、生涯学習の裾野を広げ、12007年問題などへの対応を可能とするとともに、地域学習館で行われる学習相談、学習成果の活用などのために効果的なツールであり、早期の構築が望まれるが、現段階では基盤部分のシステム化を優先させ次段での取り組みに位置づけることとする。

(3) 当面の想定事業スケジュール

18/	7	市民推進委員会の準備委員会の設置
	8	構想の具体化に関する行政案を提示し、市民意見公募、名称公募等を実施
	9	行政案に関する地域懇談会を開催
	11	構想に関する実施計画の策定、名称の確定、市民フォーラムを開催
	11～12	市民講師人材フェア(仮称)を開催
	12～19/	2 生涯学習人材育成研修を開催
	12～19/	3 構想に関する予算や組織等について市議会審議
19/	4	組織改正、市民交流大学の各組織を設置・稼働
19/	5～7	市民交流大学プレ講座事業を実施
19/	7	市民交流大学講座の申し込み開始
19/	10	市民交流大学開講、公民館を地域学習館に転用
20/	1～	生涯学習情報システムによる施設予約、講座申込を開始(20/4以降利用分から)

¹ 2007年問題：戦後のベビーブームに誕生した人口の多いいわゆる「団塊の世代」が、2007年から定年退職の時期を向かえることに伴い生じることが予想される社会変化などを総称してこのように呼ばれます。

5.中長期的な第二段階以降の展望

中長期的な第二段階以降の展望としては、当面の第一段階の取り組み（平成19～21年度程度）の安定的な実現と、具体化に伴う状況の変化などを踏まえながら、推進計画で目指すとおり、次のような「市民力でつくる生涯学習からはじまるまちづくり」のビジョンを目指すこととします。この将来展望については、平成22年度から始まる第4次生涯学習推進計画の策定の際に、改めて具体化に向けた検討を行うこととします。

a) 市民交流大学と生涯学習支援センターの融合と市民参画組織の自立性の拡大

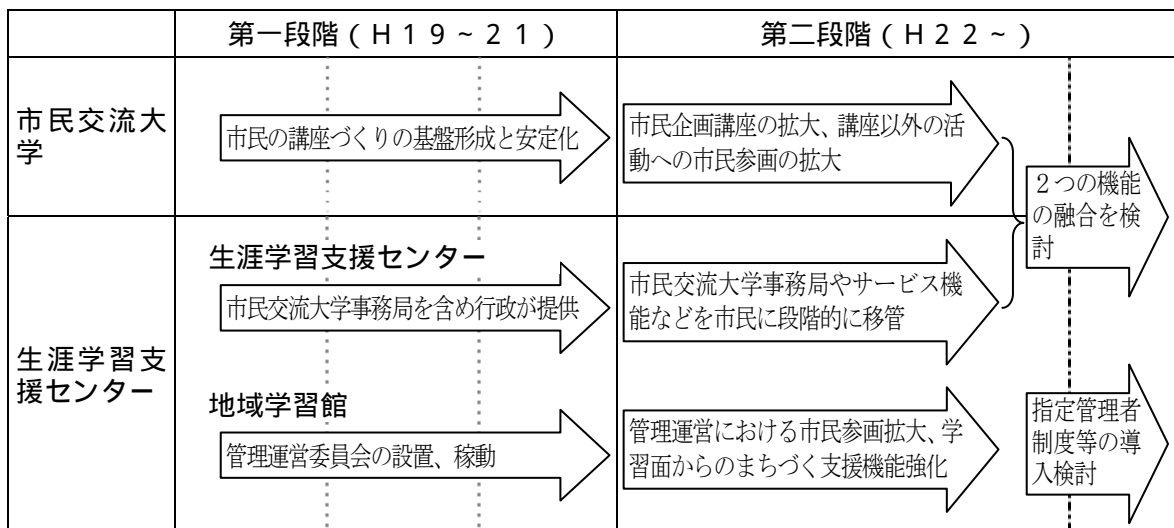
- ・講座事業における市民が担う事業の割合を段階的に拡大していくとともに、市民参画を講座事業以外の分野にも拡大を進め、全般的な市民力による市民主体の生涯学習をめざす。その中で、当面生涯学習支援センターが担っている市民交流大学事務局や、支援センターとしてのサービス機能などの移管、委託化などを検討していく。
- ・市民参画組織である市民推進委員会の発展を目指し、市民の自発意志に基づく自立化への取り組みを支援していく。

b) 地域学習館における学習面からまちづくりを支援していく機能の強化

- ・地域学習館全体としての管理・運営における市民参画の拡大を進め、その一手法としての指定管理者制度の導入などの状況に応じた導入を検討していく。
- ・地域学習館の地域における生涯学習の拠点としての位置づけを深め、地域における学習面からまちづくりを支援していく機能を強化していく。

将来展望の実現にあたっては、段階々々における状況を見極めながら、それぞれの市民参画間の整合を図り、矛盾なども解消しながら、市民との協働により進めていくこととします。

「市民力でつくる生涯学習」を目指した中長期的な展開イメージ



6.資料

(1) 市民の視点から見た市民交流大学構想について

生涯学習は市民が主役です。市では、本構想を通して、市民とともに「生涯学習からはじまるまちづくり」を目指していきたいと考えています。ここでは、生涯学習に取り組み、本構想に参加する気持ちや関心をお持ちの方、これまで講座を受講したり施設を利用している方など、その場面に応じて、構想の具体化によりどのようになっていくのか、その概要をお示しします。

なお、市民交流大学は、構想の枠組みの大きさゆえに“大学”という名称を仮称として加えていますが、学校教育法に基づく、実体としての校舎やキャンパス、単位といったものを伴ういわゆる「大学」ではありません。地域学習館や女性総合センター、福祉会館など、既存の市の施設を活用・ネットワーク化した“交流の学び舎”としての機能あるいは機構、しくみの総称です。

1. 講座や教室等の企画づくりなどに参画し立川市の生涯学習の推進役になる

本構想の実現により、これまで行政中心に進めてきた本市の生涯学習を、市民と行政の協働により推進していくこととなります。

ボランティア精神に基づき、立川市の生涯学習の推進役となって、本構想の掲げる「生涯学習からはじまるまちづくり」の実現を共に目指していきたいとお考えの方は、次のようなかたちで本構想に具体的に参加いただくことが可能です。

特に、市民推進委員会は、その代表者が市民交流大学の総合調整組織である「企画運営委員会」に参加していくこととなり、行政と協働で本市の生涯学習を支えていく大きな基盤組織となっていきます。

a) 市民推進委員会の委員として参加

本構想では、これまで行政中心に進めてきた講座や教室等の企画・運営を市民とともに進めていきたいと考えています。具体的には、市民交流大学に、講座や教室等の企画・運営を目的とした市民だけで構成する組織「市民推進委員会」を設置し、地域学習館などをホームベースにして活動を行っていきます。

市民のニーズに応じた様々な学びを実際に企画し提供することにより、立川市の生涯学習の創造を目指したいと考える方は、この市民推進委員会にぜひご参加ください。

今後、これまで行政がほぼ全てを担ってきた地域学習館での講座・教室等は、一定の移行期間を経て、行政が実施すべき事業を除いて市民が自主的に企画・運営する事業に変貌していくこととなります。(詳しくは、本文8～9ページも参照してください)

b) 団体企画型事業の提案による参加

NPOをはじめとした市民活動団体で既に様々な講座づくりなどに取り組んでいる方たちは、市民推進委員会への参加という形ではなく、「団体企画型事業」として講座・教室等を企画提案する形で参加することも可能です。

団体企画型事業は、市民交流大学が一定の枠を設けて公募するもので、応募を受けて選考を行い、選定された事業について、提案団体に地域学習館などの施設を利用して、団体の自主的な企画・運営により事業の実施をお願いしていくものです。

c) 評価委員会の委員として参加

本構想は、大きな枠組みの構想であるだけに、その事業が適切に実施されているか、適切に評価し、事業運営にフィードバックしていくことが大切です。

「市民交流大学評価委員会」は、市民交流大学構想全体の実施状況や進捗の管理、事業運営のチェックなどを第三者的に行う機関として、「企画運営委員会」や「市民推進委員会」などとは独立して設置します。「評価委員会」は、公募市民と有識者で構成し、「評価委員会」からの意見を「企画運営委員会」は尊重しなければならないことを明文化することとします。

2. 講師などとして参画する

講座や教室は講師なくしては始まりません。市民の中には様々な分野において秀でた知識や経験、技術などを持つ市民がたくさんおり、本市においてもそういった市民の方々に¹生涯学習指導協力者（生涯学習市民リーダー）という形で登録いただいています。

生涯学習市民リーダー制度自体は、団体などに指導者を紹介する制度で、市民交流大学と直接関連する制度ではありませんが、市民交流大学でも、テーマに応じて生涯学習市民リーダーをはじめとした市民人材の積極的な活用を目指していきたいと考えています。

秀でた知識や経験、技術などを持つ市民の皆さんは、生涯学習市民リーダーへの登録をお願いいたします。

3. 講座や教室等を受講して学び、楽しむ

本構想は、生涯学習の推進やサービス提供を担う体制を再編していこうとするものであり、その意味では、講座や教室等の受講者の側から見ると基本的にはこれまでと大きな変化はありません。本構想を機会に、市の施設等で実施している全ての講座や教室の整理・体系化を行い、全体像がわかるようなメニュー化と、各行政組織で別々に行われている関連事業の連携の強化などを行いますので、今まで以上に選択の幅が広がり受講しやすいものとなっていきます。

また、生涯学習情報システムによる講座申込を導入していきますので、インターネット接続している自宅のパソコンや携帯電話などからメニューを見ながら申込を行うことが可能になります。

なお、今後の講座展開にあたっては、青少年、高齢者、障害者などへの配慮を行ないつつ、講座・教室等の内容などに応じた、ある程度の受益者負担の考え方（有料化）を導入することとしており、その点での変化は予定されています。

4. 生涯学習施設を利用し、自主的なサークル活動などを引き続き楽しむ

本市では²社会教育関係団体をはじめとした様々なサークルや団体が、公民館や学習等供用施設（地域の会館）、女性総合センター・アイム、体育施設などで活動しています。

本構想がスタートしても、これらの学習施設の施設貸出は引き続き継続していきますので、その意味では、これまでと大きな変化はありません。今後、地域学習館に転用し社会教育法の適用外にしていくことにあわせ、団体ではない個人による施設利用申込の受け入れ、受付時間の拡大、利用条件の緩和といった施設利用上の制約の緩和を進め、より柔軟性のある施設利用形態にしていくことなどにより、これまで以上に、サークル等の活動や個人としての

¹ 生涯学習指導協力者（生涯学習市民リーダー）制度：様々な分野の知識や技術などを持つ市民に登録をいただき、学習団体への講師等として紹介する本市独自の制度

² 社会教育関係団体登録制度：一定の要件を満たすサークルや団体に登録をいただき、生涯学習施設の利用などへの支援を行う本市独自の制度

生涯学習の支援を進めていきたいと考えています。

また、利用者の利便の向上と学習施設利用の公平性の観点から、本構想を機に生涯学習情報システムを導入し、施設まで来なくてもインターネット接続している自宅のパソコンや携帯電話などから施設予約ができるようにしていきます。(施設にも予約端末を設置します。可能な限りわかりやすい画面・操作になるようにしていきたいと考えています)

5. 学習を通じた地域づくりやまちづくりを進める

a) 本構想の最終目標としての学習を通じた地域づくり・まちづくり

本構想の最終的な目標は、楽しみである生涯学習を盛り上げることを通じて、その成果を地域づくりやまちづくりに生かし、市全体の活性化を図っていかうとするものです。

市民交流大学は市民と行政の協働事業であり、このこと自体が「学習を通じたまちづくり」に向けた第一歩と言えますが、今後、この市民交流大学の取り組みを中心に、学習活動と地域づくりやまちづくりとの連携、市政参加や協働といった視点を意識しながら、その取り組みを進めていく必要があります。

また、事業展開にあたっては、学習を通じた、NPOをはじめとした市民活動団体やサークルなどとの連携を図っていきたいと考えています。

b) 地域学習館の管理・運営への市民参加

各地域学習館においても、地域の特性に応じた「学習を通じた地域づくり」を目指していく観点から、その管理・運営に次のような市民参加を導入していきたいと考えています。

- 各地域学習館においては、「市民推進委員会」による講座事業のための市民参画とは別に、講座事業を含めた地域学習館の運営全般について、全館に共通する条件に立脚した上で、各館ごとに意見交換ができる組織として、「地域学習館管理運営委員会」を設置することとします。
- 地域学習館管理運営委員会は、当面、それぞれの地域学習館の管理・運営に関する意見交換の場として、公募市民や域内の団体等の代表者、市民推進委員会の地域学習館をホームベースとして活動する委員などにより構成して設置していくこととします。中長期的には、構想全体の市民参画が軌道に乗ってきた段階で、状況に応じ、その位置づけの強化に向けた検討を進めていきます。(詳しくは、本文10～11ページも参照してください)



(2) 先進市における取り組み事例

鎌倉市生涯学習センター・生涯学習推進委員会の取り組み

鎌倉市は、平成14年度に、市民主体の取り組みの推進と生涯学習ということの理解の増進、より市民が使いやすい施設を目指して、市内にあった5つの公民館を、生涯学習センターと4つの学習センターに転用しました。なお、施設の管理や貸し館業務は行政が担っています。

生涯学習センターと各学習センターでは、“鎌倉市生涯学習推進委員会”という市民組織の構成員が、基本的に全ての講座事業について市民自ら企画・実施するとともに、推進委員会の事業にとどまらない講座やイベントの情報誌を作成・配布するなどの取り組みを行っています。実績としては、各館で年間、概ね20講座、全体で100講座の講座事業を実施しており、内容も、情報社会セミナー、国際社会セミナー、高齢社会セミナー、成人セミナー、青少年セミナー、市民スクール、文化芸術イベントなど、多岐にわたっています。講座の受講料は、現時点では教材費などを除けば無料で行っています。

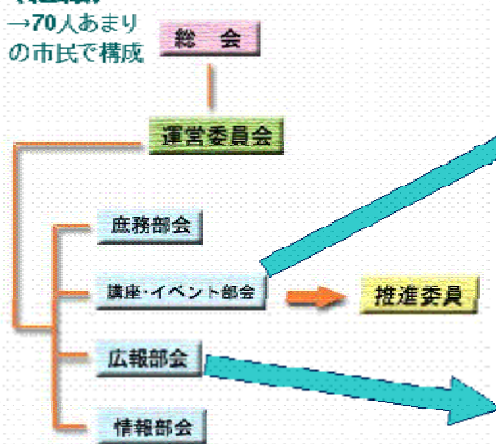
現在、生涯学習推進委員会の委員は70名あまりで、4つの部会に分かれ、各部にはグループリーダーがいて、リーダー会議を開催して調整を行っています。そのうち、講座・イベント部会は、5つのセンターごとに分かれてそれぞれの施設をホームグラウンドに活動を行っています。また、広報部会は、「鎌倉萌」という情報誌を毎月発行しており、市民がすべて作成し、配布も市民が行っています。生涯学習推進委員会の事業は、市からの事業委託のかたちで行われています。場の提供や事務的な若干の支援を除けば、全て市民自らボランティア精神に基づき実施しており、事業費のほとんどは講師への謝礼で、広報誌なども、情報の収集をはじめ内容の確認等も市民自らが担っています。

鎌倉市では、以前より生涯学習推進員というボランティアが公民館各館に企画の助言や運営のお手伝いに参加しており、こういった方たちを核に平成13年度に公募を行い生涯学習推進委員会を設置したものです。委員として参加して1年目は、自分の講座を持つのではなく、先輩の企画を手伝うかたちでノウハウを覚える期間にするなど、様々な工夫を行いながら質の高い講座の提供を行っています。

鎌倉市の取り組み例 (鎌倉市生涯学習推進委員会)

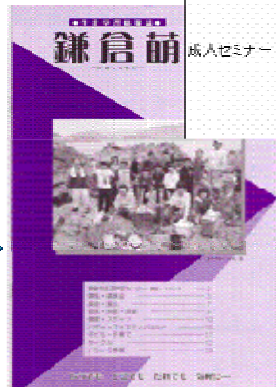
(組織)

→70人あまりの市民で構成



(講座)

事業名	講座名
情報社会 セミナー	IT講習会
	デジタル入門
	メディア・リテラシー
国際社会 セミナー	外国語で歌う
	フランス語講座
	北欧の福祉と教育
成人セミナー	伝え上手は話し上手
	世界のチーズ・ワインを楽しくめぐる
	日本の伝統文化(和菓子・能楽等)
	音楽講座
	美術講座
	仏教の考え方
	〃



(情報誌)



すみだ生涯学習センター・NPO法人「すみだ学習ガーデン」の取り組み

墨田区では、平成6年12月にすみだ生涯学習センターを設置しましたが、この施設の開設時から、生涯学習における区民参画を推進しています。

現在、平成12年10月にNPO法人化を行った「すみだ学習ガーデン」が、生涯学習センターを拠点に、講座の企画・実施を中心とした本格的な区民主体の生涯学習を展開しています。すみだ学習ガーデンは、募集研修部、講座事業部、学習情報部（みらいチーム、HPチーム、テレビチーム）、学習支援部、プラネタリウム事業部などの部があり、それぞれが独自に活動をしています。また、年に3回程度ワークショップを開いて課題の共有などを行っています。現在、NPO法人の事務局員のほか150人程度の会員が参加していますが、構成員はリタイアされた方が多いものの、学生やサラリーマンなども入会しており、全体的に満遍のない年齢構成となっています。

区民と行政の役割分担としては、行政は施設管理とすみだ生涯学習センター内にある学校教育センターの運営を担っており、ほとんどの講座と施設内にあるプラネタリウムの運営をすみだ学習ガーデンが担っています。講座については、法令に基づくものやプライバシーに係ること等以外は、基本的に区民が企画・実施しています。

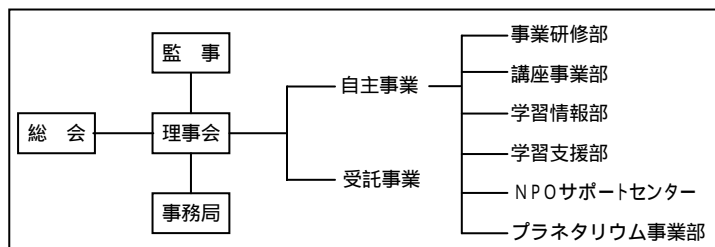
講座の講師謝礼は、どのような方であっても一律1時間6,000円としています。また、受講料は、講師謝礼や会場費などの経費を参加者定員で割り戻すかたちでいただいております。概ね1回700円～900円程度が中心となっています。

すみだ学習ガーデンの設立経過としては、平成6年12月に開館の際にボランティアの方々60名による学習推進委員会を設置し、講座の企画に対する意見や受付のお手伝いをしていただいたことから始まります。その後、特定非営利活動促進法の施行を契機に、NPO法人化を視野にいれ、「すみだ生涯学習センター企画運営委員会」を設置。様々な準備活動を経て、平成12年10月にNPO法人「すみだ学習ガーデン」が誕生したものです。

NPO法人 すみだ学習ガーデン

設立目的

墨田区民に対して、区民の生きがいと健康を増進し、豊かな地域づくりに貢献するため、区民の多様な実践活動を支援し、特に、生涯学習の機会の提供・生涯学習情報の提供および相談・生涯学習団体等の活動支援などの事業を行い、区民の生涯学習に寄与することを目的に設立。



基本理念

(1) 区民が推進する「生涯学習」

- ①楽しく学びながら、生きがいを見出し、健康で生きるための学習です。
- ②新しい事柄に挑戦する喜びを味わい、生活の向上に役立つ学習です。
- ③さまざまな活動を通じて世代間の交流、地域の人々との係わりが広がり、ひいては、地域や社会への関心が高まり、暮らしやすいまちづくりにつながる学習です。

(2) 区民による生涯学習推進組織の意義

- ①区民が必要とする学びを、区民の手で創り出します。
- ②生涯学習推進組織の活動そのものが、区民の生涯学習となり得ます。

(3) 区民による生涯学習推進組織の使命

- ①区民の多様な学習ニーズに応えるとともに、生きがいづくりと健康づくりに貢献します。
- ②学習する区民の輪を広げ、創造と活力にあふれた豊かな地域づくりに貢献します。

(パンフレット資料より)

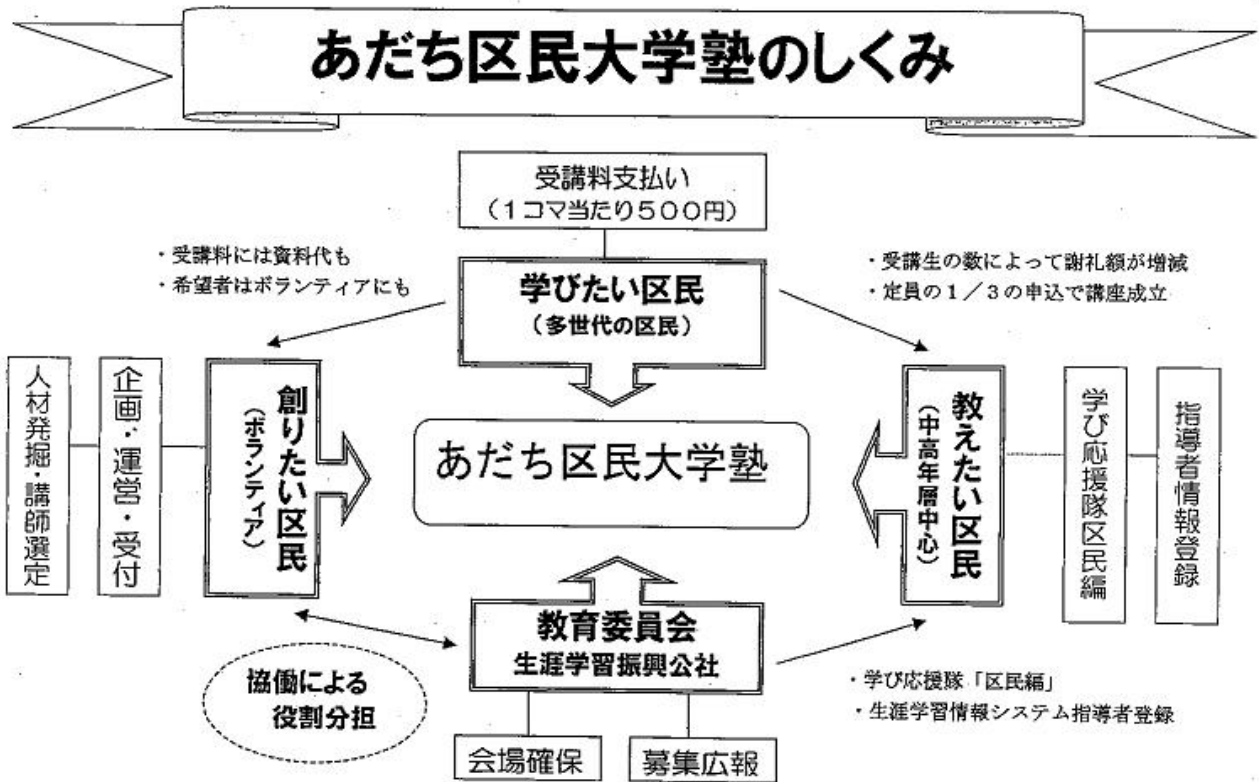
足立区教育委員会とNPO法人あだち学習支援ボランティア「楽学の会」の取り組み

足立区では、平成12年度に生涯学習センターを整備しましたが、この同じ平成12年度から、それまで区の事業の運営にボランティアとして参加いただいていた区民が、運営へのお手伝いだけでなく、自ら講座を企画、実施する取り組みを開始しています。

現在、NPO法人「楽学の会」が、自らの自主事業とともに、平成16年度より区・生涯学習振興公社との協働事業として「あだち区民大学塾」を実施しており、平成16年度は4講座、平成17年度は10講座を実施しました。区民大学塾事業は、高齢者への学習施策として社会教育委員会議答申を受けて発想されたものですが、高齢者のみにとどまらず、世代間交流などを含め広く実施することとしています。「楽学の会」は、この事業の中で、学びを「創りたい区民」(下図)として、行政との協働による役割分担に基づく非常に自立的な取り組みを進めています。

あだち区民大学塾では、費用負担を含め基本的に全て区民が担っており、区は場の提供と広報等を行うのみとなっています。区民大学塾の受講料は1コマ500円で、通常3コマを1講座としているため、概ね1講座1500円の受講料をいただいています。このうち、3割の金額を資料代、準備・打ち合わせ費用などに充て、残りの7割を講師への謝礼に充てており、結果として、参加者数で講師謝礼が変動する市場原理のしくみを取り入れたかたちとなっています。講師は区民講師(在勤も含む)登用を基本においています。

NPO法人「楽学の会」は、平成7年度から実施した生涯学習ボランティア養成セミナーの修了者20余名ほどが中心となって学習グループを形成したものです。その後もセミナーは毎年継続しており、その修了者の中から毎年一定の会員が加わりながら、生涯学習センター事業の運営ボランティア(会場設営、受付、司会、講師接待等)として活動を行ってきました。この「楽学の会」が平成12年度から講座の企画・運営事業を手がけるようになり、平成15年度にNPO法人化し、平成16年度より区民大学塾事業を協働で実施するようになり、現在に至っています。



(学校地域連携課提供資料より)

(3) 生涯学習をめぐる国や都の最近の動向

生涯学習については、時に応じ、国においては中央教育審議会が、都においては生涯学習推進審議会などが関連した答申などを打ち出しています。また、関連した法律なども社会状況に応じて制定されています。ここでは、最近出されたこういった動きについて、ごく簡単に紹介します。

東京都生涯学習審議会答申（H14/12）

「地域における『新しい公共』を生み出す生涯学習の推進（担い手としての中高年世代への期待）」

《主な内容》

地域における「新しい公共」の創生

「新しい公共」の担い手としての中高年世代への期待

中高年世代が参画する場の構築

「新しい公共」を生み出すための生涯学習施策（「地域の教育力」向上への参画、「学びあい」のキャンパスづくり、生きた情報ネットワークづくり）

公民館の設置及び運営に関する基準の改正（H15/6）

《主な内容》

公民館の施設要件、職員要件等の弾力化

講座等の実施にあたっての社会教育関係団体やNPO等との連携の視点の追加

事業実施にあたっての学校、家庭、地域社会との連携の強化

学習成果の地域での活用の促進の視点の追加 など

地方自治法改正による公共施設管理運営に関する指定管理者制度の導入（H15/9）

《主な状況》

個別の「管理委託制度」から「使用許可」なども含むより包括的な「指定管理者制度」の導入へ

市民活動団体や民間事業者による、機動的で柔軟な施設の管理運営の可能性

全国での生涯学習施設への導入事例が出てきている

中央教育審議会生涯学習分科会審議経過報告（H16/3）

「今後の生涯学習の振興方策について」

《主な内容》

今後の生涯学習を推進していく上での基本的考え方

(1) 「個人の需要」と「社会の要請」のバランス

(2) 「人間的価値」と「職業的知識・技術」の調和

(3) 「継承」と「創造」

生涯学習を振興していく上で今後重視すべき視点

(1) 国民全体の人間力の向上

(2) 生涯学習における新しい「公共」の視点の重視

(3) 人の成長段階ごとの政策の重点化

(4) 国民一人ひとりの学習ニーズを生かした、広い視野に立った多様な学習の展開等

(5) ITの活用